

17 還 付 金

還付金の支払決定状況

区 分	支 払 決 定 済 額		
	支払命令官分	支払委託官分	合 計
平成 12 年 度	千円 64,725,457	千円 1,359,822	千円 66,085,279
13	64,130,020	1,435,635	65,565,655
14	71,032,193	1,699,521	72,731,714
15	70,111,815	-	70,111,815
16	62,480,066	-	62,480,066
源泉所得税	28,833,177	-	28,833,177
申告所得税	4,236,392	-	4,236,392
法人税	8,977,757	-	8,977,757
消費税	83	-	83
消費税及び地方消費税	19,608,109	-	19,608,109
その他	824,608	-	824,608
還 付 金 合 計	62,480,066	-	62,480,066

資 料： 管理課調

調査期間： その年の4月1日から翌年3月31日

用語の説明： 1 支払命令官とは、還付金の支払場所が銀行等の金融機関扱いのものをいう。

なお、平成15年度から、郵便局窓口送金払を含む。

2 支払委託官分とは、還付金の支払場所が郵便局扱いのものをいう。

なお、平成15年度から、支払委託官制度が廃止され、郵便局扱い分は支払命令官分に含まれる。

(注) 還付加算金を含む。